

# 岡山県産後母子への支援のあり方検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦への支援は欠かせないものである。しかし、妊娠期に比べて産後は行政や医療機関が産婦と関わる機会が少なく、新生児期にすべての母子を把握し、支援することが難しい状況にあることから、行政と関係機関との連携など、支援環境の構築が必要である。

そこで、「岡山県産後母子への支援のあり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、産後における母子支援のあり方や施策を検討する。

## (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 産後における母子支援の課題の整理・共有に関する事。
- (2) 産後における母子支援の施策の検討に関する事。
- (3) その他産後における母子支援の円滑な実施に関する事。

## (委員)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会議は座長が招集する。

- 2 検討会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 3 検討会議は、各委員が一同に会することが困難な場合や、急施を要する場合は、書面により行うことができる。
- 4 座長は必要に応じ、検討会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、岡山県保健福祉部健康推進課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月19日から施行する。